

越 監 公 表 第 1 3 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、市長から令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年9月30日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 山 田 裕 子

越谷市監査委員 野 口 高 明

令和6年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

○令和7年(2025年)7月1日現在

1. 包括外部監査契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
2. 越谷市包括外部監査人	小林 正和(公認会計士)
3. 特定の事件(テーマ)名	「公有財産に係る財務事務の執行及び管理について」
4. 監査対象課	政策課、財政課、公共施設マネジメント推進課(土地開発公社含む)、庁舎管理課、市民活動支援課、くらし安心課、地域共生推進課、保育施設課、青少年課、資源循環推進課リサイクルプラザ、経済振興課、農業振興課、道路総務課、道路建設課、河川課、下水道経営課、下水道事業課、都市計画課、市街地整備課、公園緑地課、建築住宅課、消防総務課、警防課、生涯学習課、スポーツ振興課、学校管理課、指導課、給食課
5. 監査結果での指摘件数	31件(指摘:10件 意見:21件)
6. 指摘事項と講じた措置状況	表のとおり

(1)表中の凡例

- 頁 ▶ 【令和6年度 越谷市包括外部監査報告書】の中で包括外部監査人が指摘した内容が記述されているページ数

(2)表の【指摘の区分】欄に掲げた用語の意味

- 指 摘 ▶ 改善・是正に取り組むべきもの
- 意 見 ▶ 組織及び運営の合理化の観点から改善の検討を求めるもの

(3)表の【措置の状況】欄に掲げた用語の意味

- 改 善 済 ▶ 包括外部監査人からの指摘・意見の内容に沿うよう改めたもの又は改めたと見なせるもの
- 検 討 中 ▶ 包括外部監査人からの指摘・意見の内容について対応を検討中のもの
- 現状維持 ▶ 包括外部監査人からの指摘・意見の内容について現状のままとしたもの

目次

- I. 総論 1
- II. 各論 2
 - 1.公有財産の取得、処分に係る財務事務の執行及び管理 2
 - 2.公有財産の貸付に係る財務事務の執行及び管理 4
 - 3.行政財産の使用に係る財務事務の執行及び管理 5
 - 4.行政財産の現況調査..... 7
 - 5.不要な公有財産 8
 - 6.公有財産に関連する基金についての財務事務の執行及び管理 8
 - 7.越谷市土地開発公社の状況..... 10
 - 8.固定資産台帳の整備状況..... 10

I. 総論

通し 番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置 状況
1	20	意見 1	公有財産台帳 の登録	公共施設マ ネジメント 推進課	公有財産の台帳については、公共施設マネジメント推進課が手入力により作成・管理していることであり、各課では所管する公有財産の一覧等を作成して別途管理を行っているところ、公有財産台帳への登録ミスが発生していたので、今後、ミスが発生せず、効率的に公有財産の台帳管理を行う方法について、検討することが望まれる。	公有財産台帳は、公共施設マネジメント推進課で作成し確認を行っていましたが、登録ミスの発生を防止するため、入力結果を各所管課へ送付し、各所管課で確認する体制を取ることといたしました。	改善済
2	21	意見 2	行政財産の使用 許可申請書	公共施設マ ネジメント 推進課	行政財産使用許可申請書の区分欄には、「新規」と「更新」のみしかなく、反復継続する申請である場合の区分の記載が明らかでないので、決裁区分が明らかに分かるよう、行政財産の使用許可に関する事務処理基準に明記されている「初回の行政財産使用許可」の決裁区分「市長決裁」について、初回の考え方を事務処理基準に設けることを検討されたい。	行政財産の使用許可に関する事務処理基準に明記されている「初回の行政財産使用許可」の決裁区分「市長決裁」について、初回の考え方の定義について整理し、事務処理基準の改正を検討してまいります。	検討中

II. 各論

1. 公有財産の取得、処分に係る財務事務の執行及び管理

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
3	27～28	指摘1	公有財産増減異動通知書提出の遅滞	庁舎管理課	「公有財産増減異動通知書(第1号様式)」が令和6年4月19日に公共施設マネジメント推進課長宛に提出されているが、取得(竣工)日付(令和5年7月19日)から、年度を跨いでの提出となっていたため、今後は遅滞なく提出すべきである。	指摘内容及び財産取得時に必要な処理を明記した回覧により課内周知を行い、公有財産の異動があった際は「公有財産増減異動通知書(第1号様式)」を遅滞なく提出するよう改善を図りました。	改善済
4	38～39	指摘2	越谷市土地開発基金からの買戻しの手続	消防総務課	本件土地の取得については、土地売買契約を越谷市土地開発基金 代表越谷市長と越谷市長の同一人物間で締結・契約書を作成しているが、基金の中の土地を一般の固定資産に振り替えることの報告・承認で足りるものと思料する。	越谷市土地開発基金を所管する財政課など、関係課と指摘内容を共有し、事務手続きの見直しについて協議を行った結果、令和7年度より、土地売買契約の締結は行わず、市長決裁で土地の取得に係る意思決定を行い、当該決裁を契約書に代わる書類とするよう、財政課にて事務手続きを改めるとともに、関係各課へ周知を図りました。	改善済

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
5	39	意見3	減損会計の導入・運用についての議論	消防総務課	本件の4筆の土地の買戻しについては、土地台帳に参考情報として鑑定評価額が記載してあったが、鑑定額が取得価格を下回る筆もあった。 減損処理は未だ地方自治体の会計ではその適用が義務付けられてはいないが、地方自治体の中には、財務書類の作成に際し、基準を設け積極的に導入しているものもあるので、今後越谷市でも減損処理の導入・運用を議論すべきである。	越谷市土地開発基金を所管する財政課など、関係課と指摘内容を共有し、運用方法について協議を行いました。固定資産の減損処理の導入・運用については、総務省による「統一的な基準による地方公会計マニュアル」において、「今後の検討課題とし、当面は適用しないことといたしますが、その有用性等を検証する観点から、既に減損処理を適用している地方公共団体が今後も取扱いを継続することを妨げません。」とされております。このため、現状の運用を維持することとしますが、引き続き、財政課にて、国や他団体等の状況なども踏まえ、調査・研究を行うとともに、関係各課と情報共有してまいります。	現状維持
6	44	指摘3	所管換え時の協議書面の作成・保管	市民活動支援課	公有財産の所管換えについて、公共施設マネジメント推進課との事前協議内容に関する議事録等が残されていなかったため、作成し、保管すべきである。	今後、公有財産の所管換えを行う場合は、越谷市財産規則第6条第1項第6号の規定により、公共施設マネジメント推進課と協議を行い、協議結果の議事録を作成し、課内で保管するよう徹底いたします。	改善済
7	44～45	指摘4	所管換え時の事務手続きの遅延	市民活動支援課	実務上の異動年月日である令和4年9月14日に所管換えに係る事務手続きを執行すべきであったが、令和6年3月29日まで事務手続きが遅延した。担当者は越谷市財産規則に定められた事務手続きを認識の上、速やかにこれを実施すべきである。	今後、公有財産の所管換えを行う場合は、越谷市財産規則の規定に基づき、遅延がないよう速やかな事務手続きを徹底いたします。	改善済

2.公有財産の貸付に係る財務事務の執行及び管理

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
8	56	意見4	自動販売機設置の形式	公共施設マネジメント推進課	余剰スペースを用いた自動販売機設置に関しては、公有財産の貸付の形式に統一することが望ましい。	越谷市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱において、財源確保の観点から原則は入札による行政財産の貸付を行うこととしておりますが、施設の管理を指定管理者等が行う場合に管理業務等の財源の一部に充当される場合など、例外的に使用の許可により対応しているものがございます。 今後につきましても、同要綱の基準に基づき、入札による行政財産の貸付を原則とし、適切に判断してまいります。	現状維持
9	58	意見5	交番用地の貸付料の計算式の見直し	公共施設マネジメント推進課	交番用地の契約における貸付料の計算式について、昨今の地価上昇や物価上昇を考慮して、現在の状況に即した計算方法になっているのか、その妥当性を適宜見直すことが望ましい。	交番用地の貸付料は貸付期間の3年ごとに見直しを行っており、算定には固定資産税評価額を用いているので、地価上昇等は考慮されており、現状は妥当であると考えております。	現状維持
10	59	意見6	敷地貸付料の見直し	公共施設マネジメント推進課	敷地の貸付賃料について、昨今の地価上昇や物価上昇を考慮して、長期の契約期間の最中であっても、定期的に貸付料を見直し、必要があれば、現在の状況に即した貸付料への変更を行うことが望ましい。	普通財産の貸付料については、現行の算定基準の見直しを行ってから年数が経過しておりますので、地価上昇等を考慮できるよう算定基準の見直しを検討してまいります。	検討中
11	61	意見7	ATM 設置スペースの貸付料の見直し	公共施設マネジメント推進課	ATM 設置スペースの貸付料について、昨今の地価上昇や物価上昇を考慮して、長期の契約期間の最中であっても、定期的に貸付料を見直し、必要があれば、現在の状況に即した貸付料への変更を行うことが望ましい。	普通財産の貸付料については、現行の算定基準の見直しを行ってから年数が経過しておりますので、地価上昇等を考慮できるよう算定基準の見直しを検討してまいります。	検討中

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
12	80、83～84	意見8	東部流通センターへの貸付料の免除について	農業振興課	株式会社埼玉県東部流通センターに対して貸与している土地の貸付料の免除について、機会損失を考慮したうえで再度検討することが望まれる。	地域住民への生鮮食品の安定供給と地域農業者の安定的な出荷先としての役割を担う、越谷総合食品地方卸売市場の公共公益性と機会損失とを考慮したうえで、毎年度、土地賃借料の免除の必要性について、検討しております。	現状維持
13	80、84	意見9	今後の越谷総合食品地方卸売市場のあり方及び用地の活用方法について	農業振興課	多角的な視点より越谷総合食品地方卸売市場の今後のあり方及び越谷総合食品地方卸売市場用地の活用方法について、早急に検討を進めるべきである。	越谷総合食品地方卸売市場開設者である株式会社埼玉県東部流通センターを中心に、本市を含む近隣5市1町などの関係者が連携し、同市場の経営改善に向けて段階的に検討を行っております。	現状維持

3.行政財産の使用に係る財務事務の執行及び管理

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
14	91～92	指摘5	行政財産原状変更申請書の不受領	庁舎管理課	使用者は、使用部分の原状の変更・工作を行っているが、担当課では、行政財産原状変更申請書を受領していなかったため、受領すべきであった。	該当案件については、令和6年11月20日に行政財産原状変更申請書を受領し処理を行いました。また、今後、同様のことがないように、課内で制度を再確認いたしました。	改善済

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
15	92	意見 10	申請者から提出される収支計画書について精緻な検証の実施	庁舎管理課	申請者から提出される収支計画書について、初期費用及び年間利益予測額の妥当性の精緻な検証が行われていないので、例えば初期費用については、施工業者との間に締結された工事契約書や見積書といった、根拠となる資料を確認する、年間利益予想額については、利用客数や客単価をどのように見積もっているか、見積りに用いた仮定に関する資料の閲覧や、担当者へのヒアリングにより確認する、等が考えられる。	指摘後、改めて担当者へのヒアリングを行い、初期使用金額等について確認し、根拠資料の提出を依頼いたしました。また、年間収益については、月ごとの収支報告の提出を依頼しています。収支予測については年ごとに見直しを行い、行政財産使用料の徴収についても検討していくこととしております。 また、今後は初回資料提出時に挙証資料等の提出を求めていくことを検討しております。	検討中
16	94～95	指摘6	公共施設マネジメント推進課との事前協議の議事録等の作成・保管	市民活動支援課	北部市民会館行政財産の使用許可について、公共施設マネジメント推進課と事前に協議を行ったものの、協議結果を議事録等に残すことをしていなかったため、議事録等を作成し、保管するべきである。	今後、行政財産使用許可申請書が「新規」の区分で提出された場合は、越谷市財産規則第6条第1項第3号に基づき、公共施設マネジメント推進課と協議を行い、協議結果の議事録を作成し、課内で保管するよう徹底いたします。	改善済
17	104	指摘7	使用料の徴収の事務手続きの遅れ	資源循環推進課リサイクルプラザ	使用料の徴収について事務手続きの遅れが発生していたので、課内において、日常的に業務の進捗管理・情報共有ができる体制を整備することを検討することが必要である。	越谷市行政財産の使用料に関する条例、行政財産の使用許可に関する事務処理基準及び越谷市会計規則を改めて確認し、担当者以外にも情報共有を図ることで、今後は遅滞なく事務手続きが遂行されるよう改善いたしました。	改善済
18	108～109	指摘8	行政財産の使用許可の承認についての伺書の要記載事項の一部記載なし	河川課	使用料の納付方法及び納付時期は、行政財産の使用許可の承認について(伺い)の要記載事項とされているが、本件の伺書には、その記載がなかったため、記載すべきである。	令和6年度からは、行政財産使用許可承認についての伺書に、説明資料として処理案を添付し、その処理案に納付方法、納付時期を含め、要記載事項の全ての項目を記載する運用としております。	改善済

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
19	109～110	指摘9	納付書への納期限の不記載	河川課	納付済通知書、納付書、納付書・領収書を、3連で印刷し、使用者に送付するが、その納付済通知書、納付書、納付書・領収書の納期限欄に年月日の記載がなかったため、記載すべきである。	担当者が納入期限の入力を徹底したうえで、決裁に納入通知書を添付し、確認を行うことといたしました。 また、指摘内容とその対応策を併記した資料を、課内回覧により周知いたしました。	改善済

4.行政財産の現況調査

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
20	133	意見11	行政財産の現況調査の実施	公共施設マネジメント推進課	行政財産の現況調査について、毎年全件の実施をするのは困難な場合もあるが、可能な限り現況調査を実施することを検討すべきである。	使用を許可した行政財産について、可能な限り現況調査を実施することとしておりますが、短時間の使用や休日の使用など、調査を行うことが困難な場合もございます。 引き続き可能な限り現況調査を行い、行政財産の適正管理に努めてまいります。	現状維持

5. 不要な公有財産

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
21	138	意見12	不要な公有財産の定義・洗い出しの実施	公共施設マネジメント推進課	市全体として、不要な公有財産の定義を定め、毎年洗い出しをし、その処分方針を検討することを検討すべきである。	「不要な公有財産」とは、現在使用しておらず、今後も使用する予定のない公有財産と認識しております。 用途を廃止した行政財産や不要と見込まれる普通財産については、利活用の可能性について庁内に照会し、利活用の希望がない場合は、不要と判断し、売却または貸付を検討いたします。 また、公共施設等総合管理計画基本方針においても、「基本方針1－2未利用地の売却・貸付」として、原則、売却または貸付により財源確保に努めることとしております。	現状維持

6. 公有財産に関連する基金についての財務事務の執行及び管理

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
22	141	意見13	公共施設等整備基金残高の確保	財政課	現在、越谷市では高度経済成長期に整備した公共施設等の多くが老朽化し、更新時期を迎えている状況である。 更新や改修等には多額の一般財源が必要であり、今後も小中一貫校整備などの大型事業が予定されていることから、公共施設等整備基金については、決算剰余金の活用等により更なる基金残高の確保に努めることが望まれる。	基金の積立については、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金に優先的に積立を行っております。公共施設等整備基金についても、決算剰余金などを活用し、可能な限り積立を行ってまいりましたが、今後も多くの公共施設の更新等が控えておりますことから、引き続き、基金残高の確保に努めてまいります。	現状維持

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
23	144	意見14	保有期間が長期にわたる土地の有効利用及び購入土地の限定	財政課	保有期間が長期にわたる土地については、適時に買戻して有効利用を図るべきであり、早急に検討することが望まれる。 また、過去に事業未認可の状況で土地所有者の売却意向を踏まえて購入した土地もあるとのことだが、今後は事業化の目途が立っている土地に限定すべきである。	越谷市土地開発基金で土地を取得する場合、一般会計による早期の買戻しを基本としておりますが、引き続き、都市計画道路の事業進捗や、国庫補助金の交付状況等を考慮しつつ、過去に取得した土地の早期活用に向けた取組を行うとともに、今後の事業化の見通しや土地所有者の意向などを総合的に勘案し、効果的な運用に努めてまいります。	現状維持
24	145	意見15	取得後長期間経過しているような土地について、定期的に評価額を把握する体制の整備	財政課	事業化の目途が立っておらず、例えば取得してから30年以上といった長期間経過しているような土地については、定期的に評価額が著しく変動していないかどうかについて把握する体制を整備することが望まれる。	取得から長期間経過している土地に対する定期的な評価額の把握については、対象とする土地の基準や評価額算出に係る手法などについての検討が必要であることから、引き続き、関係各課と調整してまいります。	検討中

7.越谷市土地開発公社の状況

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
25	154～155	意見16	越谷市土地開発公社の今後について	政策課	今後、市は越谷市土地開発公社への経営支援に関する方針に基づき、越谷市土地開発公社に対する土地の早期処分、経営に関する指導及び助言を強化するとともに、計画的な越谷市土地開発公社への補助金の財源を確保することを十分に検討されたい。	越谷市土地開発公社(以下「公社」という。)の予算・事業計画や保有土地売却などの検討の際には、公社に対し、必要な指導及び助言を引き続き実施いたします。 また、これまで交付してきた一般管理費を対象とした補助金及び公社の支払利息に対する利子補給金を継続するとともに、公社保有土地の売却により売却損が生じた場合に備え、売却損に対する補助金の創設を検討し、健全な経営の維持を図ります。	現状維持

8.固定資産台帳の整備状況

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
26	158	意見17	所管課でのデータベース構築	財政課、公共施設マネジメント推進課	事務の分担・効率化、内部統制の観点からは、所管課担当者の教育、必要事項の入力フォームの工夫などで所管課でのデータベース構築を図り、固定資産台帳、公有資産台帳の作成等、公共施設マネジメント推進課及び財政課の膨大な固定資産に係る事務量の軽減を目指すべきである。	固定資産台帳の作成等については、作成に係る様式や所管課における入力ルールは統一されておりますが、固定資産台帳等は精緻化が求められているものであるため、現状では公共施設マネジメント推進課や財政課が事務を行うことが適切であると考えております。 今後につきましても、同課において事務を行ってまいります。所管課の入力誤り等が減少するよう、マニュアル等を適宜見直すなど、事務負担の軽減に努めてまいります。	現状維持

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
27	159	指摘10	除却漏れ	財政課、公共施設マネジメント推進課	令和5年3月14日完成引渡しを受けた青少年課管理物件の「北越谷学童保育室」について、完成とともに除却すべき固定資産が除却されずに固定資産台帳に残り、貸借対照表の資産として計上されたままになっていた。「新規に計上する固定資産がある場合、その完成に合わせ除却すべき古い代替された固定資産がないか確認する。」という項目を財政課、公共施設マネジメント推進課がチェックリストに入れることで各所管課に注意喚起すべきである。	固定資産のうち、建物については資産情報を入力する際に古い建物がないか確認することを固定資産台帳作成マニュアルに記載いたしました。	改善済
28	160～161	意見18	固定資産台帳と貸借対照表の数値の不一致	財政課、公共施設マネジメント推進課	令和4年度の一般会計の固定資産全体金額について、固定資産台帳と財務4表の貸借対照表の数値が不一致であった。財務書類の相互間で一致すべき集計金額は必ず公開前に一致を確認すべきである。	財務4表については、一般会計等、全体会計、連結会計の3区分にて作成しております。一般会計と、財務4表で用いる一般会計等は、特別会計分(母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計、公共用地先行取得特別会計、西大袋土地区画整理特別会計)で差異が生じますが、固定資産台帳と貸借対照表の資産額で、比較対象を統一した場合、相互の数値が一致するかについては、財務資料の正確性を担保する上で、公表前に確認すべきであるため、令和5年度決算における貸借対照表については確認の上、公表を行いました。	改善済
29	165	意見19	固定資産台帳における再調達価額によっての記載、評価額の変更の検討、冒頭の「利用にあたっての注意書き」の更新	財政課、公共施設マネジメント推進課	取得価額が不明の土地について固定資産台帳上再調達価額を付したものは、その土地ごとに脚注を設け再調達価額によっての旨を示すべきである。 また、総務省の最新マニュアル、研究会報告に掲げられている「統一的な基準」を今後採用し、評価額の変更の検討、冒頭の「利用にあたっての注意書き」の更新を行うべきである。	令和7年3月に総務省の「統一的な基準」が改訂されたことを踏まえ、令和6年度の固定資産台帳作成時に見直しを検討してまいります。	検討中

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
30	167	意見20	リース取引の資産計上方針	財政課、公共施設マネジメント推進課	越谷市では、現在リース取引について所有権移転リースのうち金額の重要なもののみを資産計上する方針であるが、昨今のリース取引開示の動向に注目し、特に今後重要性が著しく増大するソフトウェアのリースでの契約時においてどの様に開示していくべきか議論の上、貸借対照表への計上、減価償却費の計上、固定資産台帳での開示をどうするかについて十分議論検討すべきである。	令和7年3月に総務省の「統一的な基準」が改訂されたことを踏まえ、令和6年度の固定資産台帳作成時に、所有権移転外リースの取扱について見直しを検討してまいります。	検討中
31	168～169	意見21	減損会計基準の検討	財政課、公共施設マネジメント推進課	今後多くの行政財産の老朽化が進み、取壊しの上、建替えあるいは取壊して更地にし将来どうするか備えることが増加するのは越谷市でも明白であるので、吹田市のように減損会計基準を作成し、適正な会計処理を行っていくことを検討すべきである。	固定資産の減損処理の導入・運用については、総務省による「統一的な基準による地方公会計マニュアル」において、「今後の検討課題とし、当面は適用しないことといたしますが、その有用性等を検証する観点から、既に減損処理を適用している地方公共団体が今後も取扱いを継続することを妨げません。」とされております。このため、現状の運用を維持することといたしますが、引き続き、国や他団体等の状況なども踏まえ、調査・研究を行うとともに、関係各課と情報共有してまいります。	現状維持